平成２５年（フ）第４５４号
東京都足立区日ノ出町33番14―211号、商業登記簿上の本店所在地茨城県牛久市牛久町279番１
破産者　株式会社ココロプロジェクト
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５５号
東京都足立区日ノ出町33―14―211
破産者　内田浩通こと　内田　博幸
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５６号
東京都足立区日ノ出町33―14―211
破産者　内田　真美
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８８号
東京都千代田区神田佐久間町３丁目37番地
破産者　太陽洋書株式会社
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８９号
茨城県取手市戸頭３丁目34―３―201
破産者　成瀬　　功
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９９号
神奈川県相模原市南区古淵１丁目14―28―103
破産者　森田　俊雅
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０２号
東京都品川区南大井３丁目20番11号
破産者　株式会社ダーウィン
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１５号
東京都渋谷区神宮前６丁目28番３号8953ビル２Ｆ
破産者　株式会社ソラリス
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１６号
山口県岩国市南岩国町２丁目５―12―１
破産者　山本　大介
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１７号
東京都新宿区若松町38番６号
破産者　有限会社桜井製本
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３２号
東京都町田市本町田2559―１　ト―３―110、開始決定時の住所東京都狛江市中和泉４丁目５―９
破産者　水澤　壮吉
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１９号
茨城県桜川市富士見台３丁目58
破産者　桧山　　隆
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２０号
茨城県桜川市富士見台３丁目58
破産者　桧山　春美
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３６号
東京都港区北青山２丁目10番22号
破産者　株式会社マリアス
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３７号
東京都港区北青山２丁目10―22　ＥｉｇｈｔｅｅｎⅡ－２Ｆ
破産者　宇治　紅穂（旧姓村岡）
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６４号
東京都豊島区東池袋２丁目８番10号
破産者　有限会社相澤無線
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６５号
東京都中央区勝どき５丁目８－７－604、開始決定時の住所東京都文京区目白台３丁目８―10
破産者　相澤　源三
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６７号
東京都足立区千住旭町９番14号　シュールコタージュ101
破産者　株式会社アドＫＵＭＡ
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７９号
神奈川県横浜市泉区和泉町5627―１―308　堀内方
破産者　桐生すみ江
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８４号
東京都台東区三筋１丁目２番15号
破産者　有限会社玉商店
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８５号
東京都墨田区京島２丁目14―７　吉田方
破産者　玉上　正明
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６９１号
東京都新宿区住吉町６番10号302
破産者　有限会社ヤコブジャパン
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部